

○藤岡市議会傍聴規則

平成4年3月17日

議会告示第2号

改正 平成18年3月1日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 議会を傍聴しようとする者は、会議当日所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿(様式第1号)に記入しなければならない。

2 議会を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、自己の住所、氏名、傍聴する者の人数を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者で議長から傍聴証の交付を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

(傍聴証の交付及び返還)

第4条 傍聴証(様式第2号)は、報道関係者で議長が特に必要があると認める者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、有効期間を通じて会期中傍聴することができる。

3 傍聴証の交付を受けた者は、有効期間が終わったときはこれを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、58人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴人受付簿に記入した者でも入場させないことがある。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 拡声器、メガホン、ラジオ、楽器などの類を持っている者

- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話等の通信機は、電源を切ること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 藤岡市議会傍聴人取締規則(昭和29年規則第2号)は、廃止する。

附 則(平成18年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

傍聴人受付簿 (年 月 日)

| 番号 | 住所 | 氏名 | 団体の名称 | 人数 | 備考 |
|----|----|----|-------|----|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

表

| | |
|-----------|-------------------------|
| 傍 聴 証 | |
| 資 格 | _____ |
| 名 称 | _____ |
| 有効期限 | _____ 年 _____ 月 _____ 日 |
| 藤岡市議会議長 印 | |

裏

| | |
|------|---|
| 注意事項 | |
| 1 | 傍聴の際は、この証を係員にご提示下さい。 |
| 2 | この証の使用は、記名者に限ります。 |
| 3 | この証紛失の際は、直ちにご通知下さい。 |
| 4 | 有効期限満了のときは、速やかにご返納下さい。 |
| 5 | この証を所持しておりましたが傍聴できない場合もありますのであらかじめご了承下さい。 |
| 6 | 傍聴席において議長の許可なく写真、映画等を撮影し、又は録音等は禁止されています。 |
| 7 | 係員の指示に従ってください。 |